

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から20年1月1日までの期間について、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②のうち、平成21年7月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①のうち、平成24年2月1日から同年7月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる23年4月から同年6月までは、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日から24年12月16日まで
② 平成21年7月15日

私は、A社に勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額に係る記録が、同社から実際に支給されていた給与額と異なっている。また、申立期間②に係る賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年12月28日から24年12月16日までの期間に係る標準報酬月額及び21年7月15日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年12月28日から24年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年12月16日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から20年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する賃金明細書及びA社が保管していた賃金台帳において確認できる保険料控除額から32万円、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が所持する一時金明細書及び上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から20年1月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないと回答し、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているところ、19年8月2日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ていることが確認できること、及び23

年1月25日付けの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表により事業主が当該賞与について不支給であった旨を届け出ていることが確認できることから、事業主は、上記賃金明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額及び賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び当該賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成24年2月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、16万円と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する賃金明細書及びA社が保管していた賃金台帳から、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人の同社における標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成18年12月28日から19年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び20年1月1日から24年2月1日までの期間については、申立人が所持する賃金明細書及びA社が保管していた賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成24年7月1日から同年9月1日までの期間について、事業主が提出した26年8月4日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届により、当該期間に係る標準報酬月額が24万円に訂正されていることが確認でき、また、24年9月1日から同年12月16日までの期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年4月から同年10月までは、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認でき、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A社から平成17年12月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された預金元帳により、申立人が申立期間においてA社から賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は申立期間において、賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の元役員は、「申立期間について、賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金元帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和46年3月1日にA社へ入社し（勤務地は、同社B支店）、平成23年3月31日まで勤務していた。昭和47年9月1日に所属部署が異動になったが、勤務地は変わっていないにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記人事記録によると、申立人は、昭和47年9月1日付けで本社所属となっており、同年10月1日の前後において、申立人の勤務形態に変更は無い上、A社は、「申立人は、継続して勤務していたようなので、厚生年金保険料の控除もされていたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成 15 年 12 月 19 日とし、標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された預金取引明細表により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、上記預金取引明細表において確認できる賞与振込日の記録から、平成 15 年 12 月 19 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金取引明細表における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る経歴表及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C事業所から同社B事業所に異動、その後同社B事業所から再び同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び一緒に異動したとする同僚の記録により、申立期間①及び②当時、申立人は同社B事業所に在籍していたことが推認できることから、申立人の同社B事業所の資格取得日を昭和44年1月25日、資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年2月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を誤って行ったことを認めていること、及びA社が保管している申立人に係る同社B事業所における「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、厚生年金保険の資格取得日が昭和44年2月25日、資格喪失日が同年9月25日となっていることが確認できることから、事業主が同年2月25日を厚生年金保険の資格取得日、同年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月24日は22万8,000円、同年12月25日は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月24日
② 平成15年12月25日

私は、平成8年4月1日から16年1月31日まで、A社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び同僚が所持する賞与支給明細書から判断すると、申立期間①及び②において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「賞与を支給した場合には当該賞与から厚生年金保険料は控除した。」と供述している上、申立人に係る平成16年給与支払報告書の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額等を基に算出した健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料を合計した額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の振込額及び平成16年給与支払報告書の社会保険料等の金額から推認できる賞与支給額

及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については 22 万 8,000 円、申立期間②については 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の担当者が申立期間に係る賞与の届出をしていなかったと思われる。」と回答している上、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の従業員が、申立期間に賞与の支給があった旨の供述をしているにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月14日は2万5,000円、同年12月14日は11万7,000円、19年7月20日は23万9,000円、同年12月21日は19万3,000円、20年7月18日は28万円、同年12月19日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月14日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月21日
⑤ 平成20年7月18日
⑥ 平成20年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に支払われた6回の賞与について、厚生年金保険の記録が無い。そのうち3回については賞与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、残りの3回については、賞与が振り込みされていることが普通預金元帳の記録から確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人から提出された普通預金元帳の記録から、申立人は、当該期間において、A社から賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚

が所持する申立期間①から③までに係る賞与明細書における差引支給額は、上記、申立人の普通預金元帳における振込額と同額であるところ、当該賞与明細書によると、当該期間に係る賞与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記同僚は、「申立人とは同期入社であり、申立期間①から③まで当時は、私と申立人の給与額及び賞与額は変わらなかったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額については、上記の普通預金元帳の振込額及び同僚の賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万5,000円、申立期間②は11万7,000円、申立期間③は23万9,000円とすることが妥当である。

申立期間④から⑥までについて、申立人から提出された普通預金元帳及び賞与明細書から、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④から⑥までの標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間④は19万3,000円、申立期間⑤は28万円、申立期間⑥は27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を130万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賞与明細書、賞与明細一覧表及び同社の回答から、申立人は、申立期間に同社から130万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の届出及び保険料の納付について不明としているが、上記の賞与明細一覧表に記載されている被保険者全員に賞与が支給され保険料が控除されているのが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しない上、A社が保管する「保険料納入告知書・領収済額通知書」により、申立期間に係る賞与の納入の告知がされていないことが確認できることから、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和57年9月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年2月から同年4月までを19万円、同年5月から同年8月までを22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から同年9月16日まで

私は、昭和52年1月からA事業所でC職をしていた。厚生年金保険料が控除されていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給料支給明細書を提出するので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する給料支給明細書から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、昭和57年2月1日とされている申立人の資格喪失日は、同年9月16日付けで、申立人に係る随時改定及び定時決定処理が取り消された上、遡及して処理されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人のほか21人の職員についても、昭和57年9月16日付けで上記と同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A事業所の複数の職員は、申立期間当時、同事業所は経営難で給料の遅配や社会保険料の滞納があった旨供述しており、当時の経理及び社会保険事務担当者は、給料から保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）との話合いで、滞納保険料に充当することになった旨供述して

いる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた昭和 57 年 9 月 16 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の上記被保険者名簿の記録から、昭和 57 年 2 月から同年 4 月までを 19 万円、同年 5 月から同年 8 月までを 22 万円とすることが妥当である。

関東神奈川厚生年金 事案 9124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から賞与が支給されていたと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿謄本により、A社は平成 21 年に解散し、23 年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、申立人の申立期間に係る賃金台帳を保管していないと供述している。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9125（事案 5290、8346 及び 8709 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、新たに失業保険の加入記録から A 社における失業保険の資格取得日が昭和 35 年 4 月 4 日であることが確認できた。申立期間当時、厚生年金保険と失業保険は同時に加入していたと思うので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきである。

また、申立期間②について、失業保険の離職日（昭和 40 年 8 月 7 日）と厚生年金保険の資格喪失日（昭和 41 年 2 月 1 日）が異なっているのは不合理なので、私の A 社における資格喪失日を昭和 40 年 9 月 1 日に訂正すべきである。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の業務内容に係る記憶及び同僚の証言から、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことは推認できるものの、試用期間があった旨同僚が供述していること、申立人とともに集団就職した複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日が申立人の資格取得日と同日であり、事業主がまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められること、及び同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された申立人の資格取得日がオンライン記録における資格取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認 C 地方第三者委員

会の決定に基づく平成 23 年 3 月 2 日、25 年 4 月 10 日及び同年 11 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たに失業保険の加入記録を提出しているが、これは年金記録確認 B 地方第三者委員会及び年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、これら委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、申立人は、A 社に係る申立人の失業保険被保険者資格喪失確認通知書の離職日が昭和 40 年 8 月 7 日となっていることから、厚生年金保険の資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正するよう主張しているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は 41 年 2 月 1 日となっていることが確認できる上、同社は、当該資格喪失確認通知書以外の当該期間の賃金台帳等の資料は保管していないとしていることなどから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会の決定に基づく平成 25 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は申立期間②について、新たな資料を提出することなく、従来の主張を繰り返しているが、これは年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月
年金事務所からの通知により、私が勤務していたA社に係る標準賞与額の記録が無いことが判明した。
調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に係る標準賞与額の記録が無いと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿謄本により、A社は平成 21 年に解散し、23年に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表清算人は、申立人の申立期間に係る賃金台帳を保管していないと供述している。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9127（事案 186 及び 8700 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 3 月 2 日から 37 年 4 月 1 日までの期間及び 40 年 7 月 26 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 26 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 2 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 26 日から 41 年 4 月 1 日まで

初回の申立てにおいて、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②は、脱退手当金を受領していないことを認めるよう申立てをしたが、認められなかった。

前回の申立てにおいて、申立期間①は、厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②は、脱退手当金を受領していないことを認めるよう申立てをしたが、認められなかった。

しかし、申立期間①について、記録の訂正が認められなかったのは納得がいかない。

申立期間②は、その時期は、運転免許を取りに行っていたので脱退手当金を受給した覚えが無い。

申立期間③は、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 40 年 7 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、提出した社員証から、41 年 3 月 31 日まで A 社 B 事業所に在籍していたことが分かった。

調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者

期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 初回の申立てにおいて、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの期間については、A 社の人事記録による申立人の入社日、雇用保険における被保険者となった日及び申立人と同期である元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、それぞれ、申立人の同社での社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日である同年 4 月 1 日となっていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る資格取得届が提出されたものと推認されるなどとして、また、申立期間②については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の 40 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、及び申立人の同僚は、「退職後、退職金に上乘せされて脱退手当金を受け取った。」と証言していることから、A 社においては脱退手当金の代理請求を行っていたものと推認され、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられるなどとして、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 10 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 前回の申立てにおいて、申立期間①について、A 社は、「当社が保管している保険加入記録によると、申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日に資格を取得し、40 年 7 月 26 日に資格を喪失している。申立人の申立期間①に係る記録は無い。D 校生の厚生年金保険への加入の有無については不明である。」と回答していること、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の同じページで、申立人と連番で払い出され、かつ、申立人より番号が前である同僚 9 人全員の被保険者資格取得日は、申立人と同じ、昭和 37 年 4 月 1 日であることが確認できることなどとして、また、申立期間②について、改めて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失した女子被保険者で同社を含めた厚生年金保険被保険者期間が 24 か月以上あり、資格喪失後 1 年以内に厚生年金保険の被保険者となっていない者について、脱退手当金の支給の有無を確認したところ、申立人を含む 20 人に脱退手当金が支給決定され、複数の同僚は、退社時に脱退手当金を受給した者が多数いた旨供述していることから、同社においては脱退手当金の代理請求を行っ

ていた可能性が高いものと推認されること、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことから、これについても既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づく平成25年11月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回、申立期間①について、申立人は新たな資料を提出することなく「記録の訂正が認められなかったのは納得がいかない。」と主張しているが、これは、年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。このほか、これら委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

今回、申立期間②について、申立人は、新たな資料を提出することなく「その時期は、運転免許を取りに行っていたので脱退手当金を受給した覚えが無い。」と主張しているが、申立人に、運転免許取得年月日が確認できる運転免許証の写し等の資料の提供を求めたが、それらの資料の提出は無く、申立人の主張を確認することができない。

これは、年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認E地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものであり、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然

な矛盾及び申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、提出した社員証から、昭和 41 年 3 月 31 日まで A 社 B 事業所に在籍していたことが分かったと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の A 社の離職日は、昭和 40 年 7 月 31 日となっており、その後の同年 8 月 1 日から 41 年 4 月 1 日までの期間において、雇用保険の記録は無い。

また、A 社は「当社が保管している資料では、申立人は、昭和 40 年 7 月 30 日をもって依願退職と記録されている。B 事業所は、平成 8 年 6 月をもって解散しており、同事業所の詳細資料は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人と同じ B 事業所 15 期生であった複数の同僚に照会しても、回答のあった全員が、申立人の同事業所における在籍期間を記憶していない上、申立期間③に係る保険料控除をうかがわせる供述は得られない。

加えて、A 社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び F 健康保険組合の加入記録では、申立人は、昭和 37 年 4 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得し、40 年 7 月 26 日に同資格を喪失しており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が提出した A 社の社員証は、昭和 39 年 4 月 1 日に発行され、その有効期限が 41 年 3 月 31 日とされているが、当該社員証をもって、申立期間③に係る勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで
私は、勤務していた期間をはっきり覚えていないが、A事業所（現在は、B事業所）で事務の仕事をしていた。給料から社会保険料が控除されており、そこでもらった健康保険被保険者証で通院した記憶もある。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の具体的な記憶から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A事業所は、昭和 50 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所の事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明であると供述している。

さらに、A事業所の職員は、同事業所が昭和 50 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと証言している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年頃から27年頃まで

私は、申立期間において、A社で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録には、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない上、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、上司及び複数の同僚の氏名を記憶しているものの、いずれも特定することができず、これらの者から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。